

新取組指針検討のポイント(案)

平成27年 9月 2日(水)



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

取組指針の検討 両取組指針の目次レベルでの比較

- 両取組指針の目次レベルでの比較は以下の通り。目次レベルでは、ほぼ同一の内容が盛り込まれていると確認。
- 新取組指針で盛り込まれていないポイントについて記述するか、どのように記述するかを検討する必要がある。

平成25年8月版		平成20年6月版	
1	平常時における対応	1	平常時における取組
1-1	避難所の組織体制と応援体制の整備	1-7	福祉避難所の運営体制の事前整備
1-1	避難所の組織体制と応援体制の整備	1-8	福祉避難所の設置・運営訓練等の実施
1-1	避難所の組織体制と応援体制の整備	1-5	物資・器材、人材、移送手段の確保
1-2	避難所の指定	1-2	福祉避難所の指定
1-3	指定避難所等の周知	1-3	福祉避難所の周知
1-2	避難所の指定	1-4	福祉避難所の整備
1-4	避難所における備蓄等	1-5	物資・器材、人材、移送手段の確保
1-5	要配慮者に対する支援体制	1	(全体)
1-6	避難所運営の手引き(マニュアル)の作成	3-1	おわりに
-	-	1-1	福祉避難所の対象となる者の把握
2	発災後における対応	2	災害時における取組
2-1	避難所運営等の基本方針	-	-
2-2	避難所の設置と機能整備	2-1	福祉避難所の開設
2-2	避難所の設置と機能整備	1-4	福祉避難所の整備
2-2	避難所の設置と機能整備	1-5	物資・器材、人材、移送手段の確保
2-3	避難所リスト及び避難者名簿の作成	2-3	福祉避難所における要援護者の支援
2-4	避難所の運営主体	1-7	福祉避難所の運営体制の事前整備
2-4	避難所の運営主体	1-6	社会福祉施設、医療機関等との連携
2-4	避難所の運営主体	2-2	福祉避難所の運営体制の整備
2-4	避難所の運営主体	2-3	福祉避難所における要援護者の支援
2-5	福祉避難所の管理・運営	2-3	福祉避難所における要援護者の支援
2-6	応援体制の整備	1-5	物資・器材、人材、移送手段の確保
2-7	食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮	-	-
2-8	衛生・巡回診療・保健	-	-
2-9	被災者への情報提供等	1-4	福祉避難所の整備
2-10	要配慮者からの情報提供	-	-
2-11	相談窓口	2-1	福祉避難所の開設
2-12	防火・防犯対策	-	-
2-13	一定期間経過後の食事の質の確保	-	-
2-14	避難所の解消	2-4	福祉避難所の解除
2-15	在宅避難	-	-
2-16	広域一時滞在(広域避難)	-	-
-	-	2-1	福祉避難所の開設

*基本的な項目は共通。

*赤字の部分が、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」にあって、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」にない部分。

*灰色で塗りつぶしを行ったセルは、複数個所にまたがった記述がなされている項目。

- 東日本大震災の反省に基づいて「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が策定された。この中でポイントとなる考え方は以下の通り。
- (新)取組指針においても、同じ考え方に立ち、取組指針の更新を目指す。
- ここで挙げられていないポイントで、(新)取組指針に反映すべきポイントがないかご検討いただきたい。

東日本大震災でみられた事象・課題

- 多くの被災者が長時間にわたり避難所等での生活を送らざるを得なかった
- 従来の避難の枠組と異なる避難の形態が多く見られた(自宅避難、県や市町村の域外に避難する広域避難者)
- 避難所運営において多様な被災者の意見が適切に吸い上げられずにいた

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」基本方針

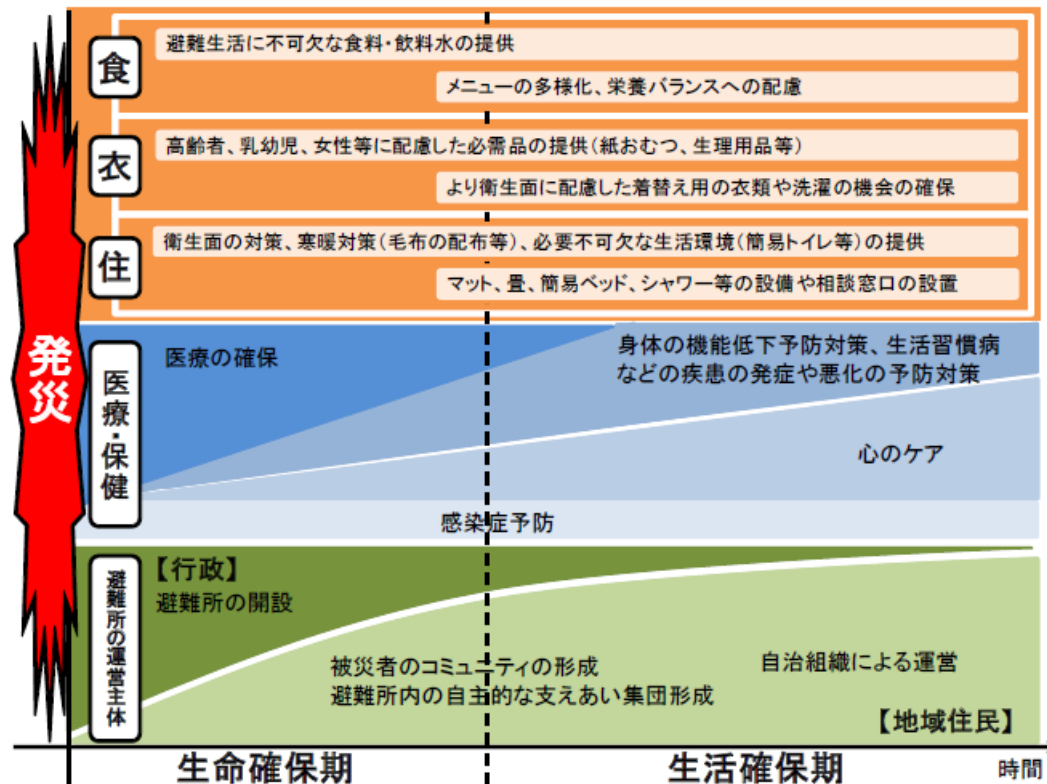
- 被災者の生活の場として、発災直後からのフェーズに応じて良好な環境を提供すること**
 - フェーズの移行につれて変化する優先事項を的確に把握して避難所の運営を行う。
 - 被災者の命を守り、健康を維持し、多様な立場の被災者の参画(意見の反映)を確保し、支持者と連携を深める。
 - 避難所を出た後の生活再建に向けた被災者の対応力の向上に資するような環境の実現を目指す。
- 地域支援の拠点としての機能を有すべきこと**
 - 避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とする。
- 被災者の多様性に、十分配慮すべきこと**
 - 性別、障害の有無その他の被災者のおかれた事情が多岐にわたることを踏まえ、その状態に応じた情報提供に努めたり、様々な被災者の意見やニーズを吸い上げて適切に行政に伝えるとともに、避難所の運営に反映させていく。

(出所)内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会 報告書」平成25年3月

取組指針の検討 避難所におけるフェーズごとに重要となる事項

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」で指摘された、避難所におけるフェーズごとに重要となる事項は以下の通り。
- 同報告書での指摘事項は、福祉避難所においても基本的には共通するものと考えられる。
- 福祉避難所の運営において、より重要とされる事項や特有の事項がないか、検討をして反映する。

<避難所におけるフェーズごとに重要となる事項>



【フェーズの定義】

生命確保期:

発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期

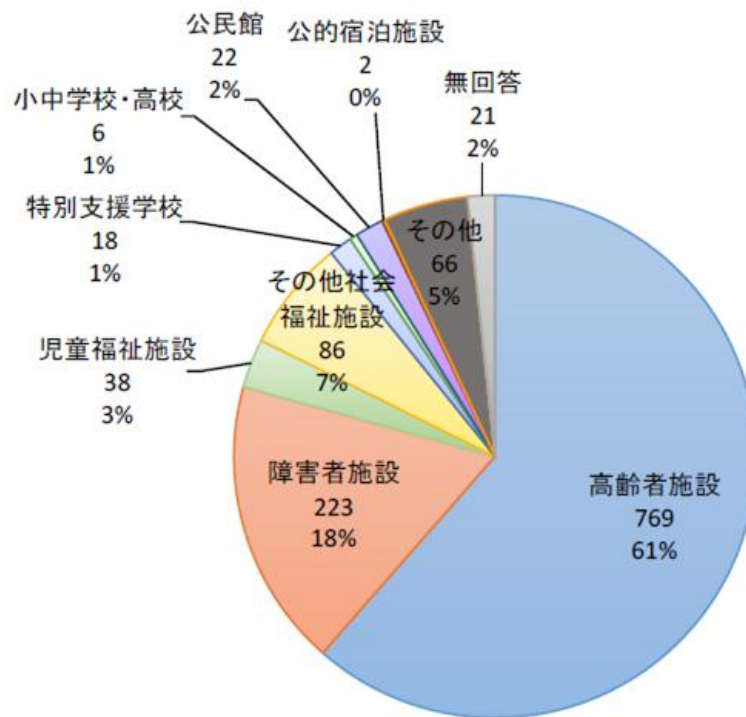
生活確保期:

次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期

【参考資料】取組指針の主な対象となる福祉避難所の想定 福祉避難所の施設分類

- アンケート調査結果からは、回答のあった1,251 施設のうち、施設の分類で最も多かったのが「高齢者施設」であり、769 施設であった。次いで、「障害者施設(223 施設)」、「その他社会福祉施設(86 施設)」の順であった。児童福祉施設は38 施設であった。

【施設分類(n=1,251)】

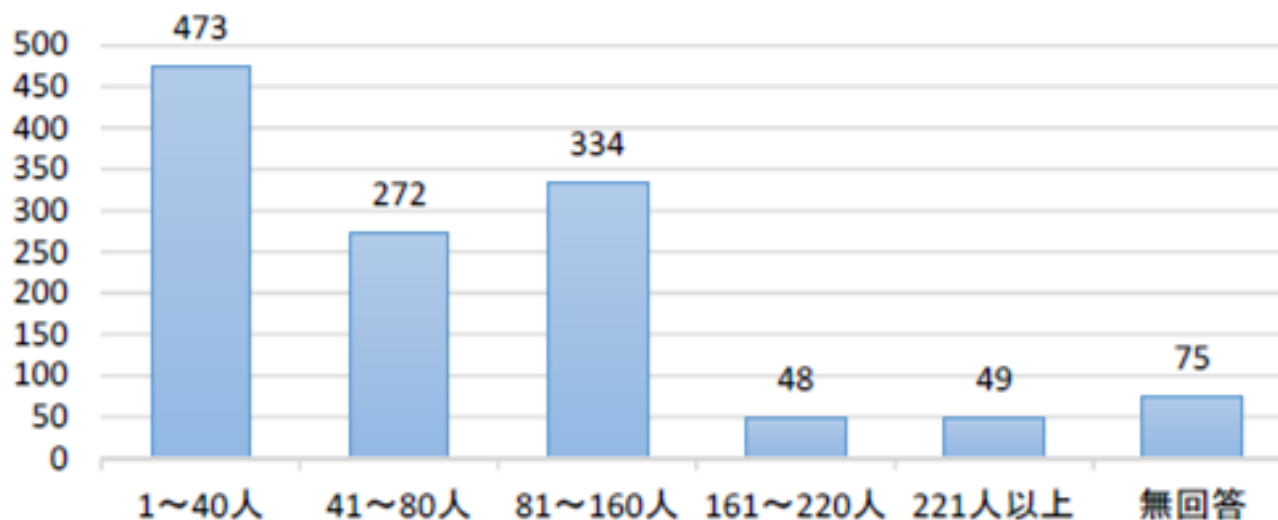


(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月

【参考資料】取組指針の主な対象となる福祉避難所の想定 避難者の受け入れ規模

- アンケート調査結果からは、災害時に予定している避難者の受け入れ規模で最も多かったのが「1～40人」であり、473施設であった。次いで、「81～160人(334施設)」、「41～80人(272施設)」の順であった。

【災害時に予定している避難者の受け入れ規模(現在の入所者を含めた人数) (n=1,251)】

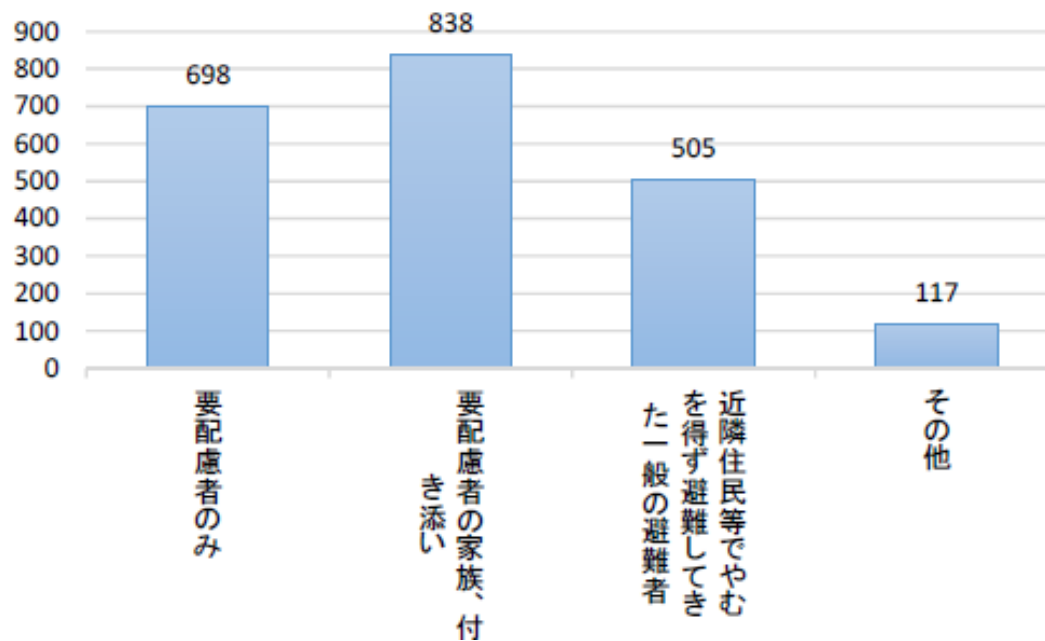


(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月

【参考資料】取組指針の主な対象となる福祉避難所の想定 受入対象者

- アンケート調査結果からは、福祉避難所設置時に受入れる対象として最も多かったのが「(要配慮者以外に)要配慮者の家族、付き添い」であり、838 施設であった。次いで「要配慮者のみ(698 施設)」、「(要配慮者以外に)近隣住民等でやむを得ず避難してきた一般の避難者(505 施設)」の順であった。

【福祉避難所設置時に受入れる対象(n=1,251)】

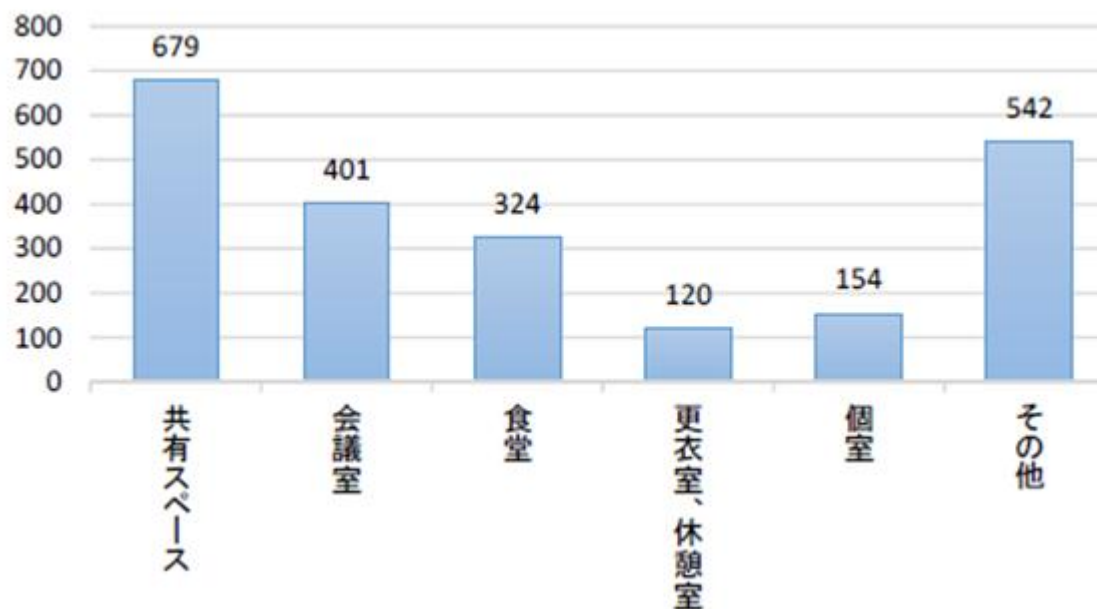


(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月

【参考資料】取組指針の主な対象となる福祉避難所の想定 設置スペース

- 福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679施設であった。次いで「会議室(401施設)」、「食堂(324施設)」の順であった。

【福祉避難所として利用するスペース(n=1,251)】

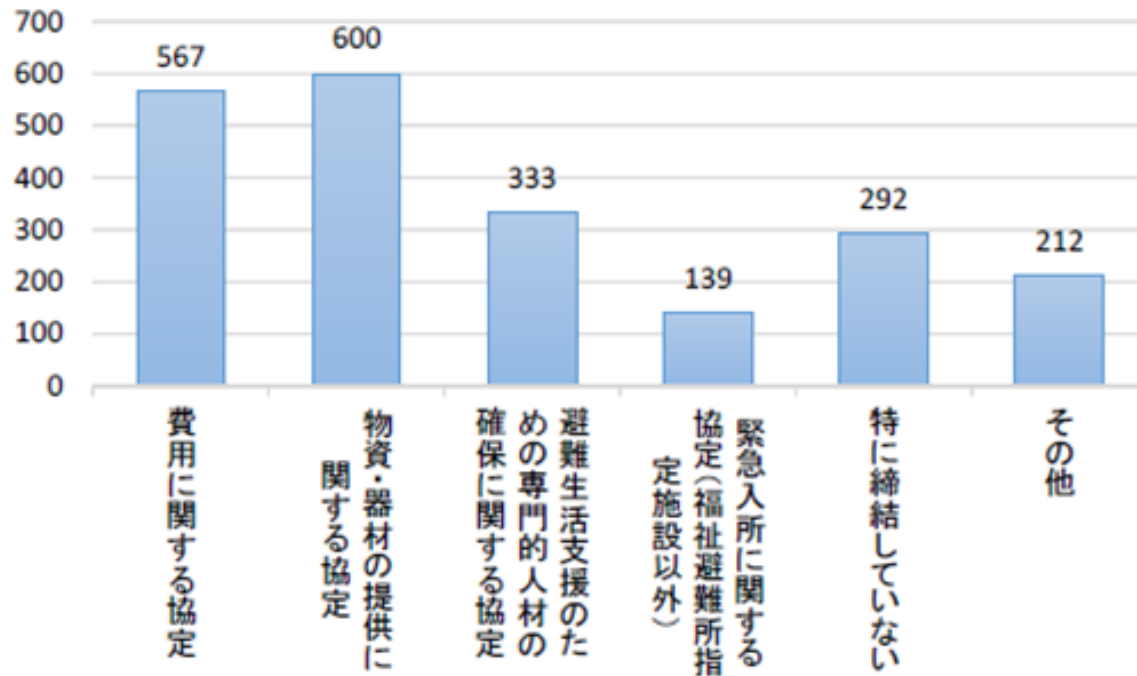


(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月

【参考資料】事前の備え 災害時の施設利用に関して自治体との協定で締結している内容

- 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容で最も多かったのが「物資・器材の提供に関する協定」であり、600施設であった。次いで「費用に関する協定(567施設)」であり、「避難生活支援のための専門的人材の確保に関する協定」は333施設であった。

【災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容(n=1,251)】



(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月

1.2 福祉避難所の定義

本調査における福祉避難所の定義は以下のとおりとした。

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第5号の「福祉避難所」の指定基準にも該当する避難所(都道府県知事への指定の通知と公示まで完了していないものも含む)。

1.3 調査対象

上記の定義に該当する福祉避難所の有無を内閣府から自治体に照会し、都道府県を通じて回答のあった全国7,647 施設の中から以下の方法により施設管理者あるいは法人団体の防災担当者に調査を依頼した。

1.4 調査方法と調査項目

(1) 調査方法

郵送による調査:2,000 施設を対象

(2) 調査項目

調査項目は以下に示したとおりである(郵送による調査で用いた調査票は本報告書の参考資料として示した)。

- ① フェース調査
- ② 平常時における対応
- ③ 発災後における対応

1.5 調査期間

アンケート調査:平成 27 年1 月16 日～平成27 年1 月30 日

・本調査は原則として福祉避難所の施設管理者(2,000 施設)を対象に実施し、計1,251 施設からの回答を得た(回収率は63%)

(出所)内閣府(防災担当)「福祉避難所の運営等に関する実態調査(福祉施設等の管理者アンケート調査)」平成27年3月